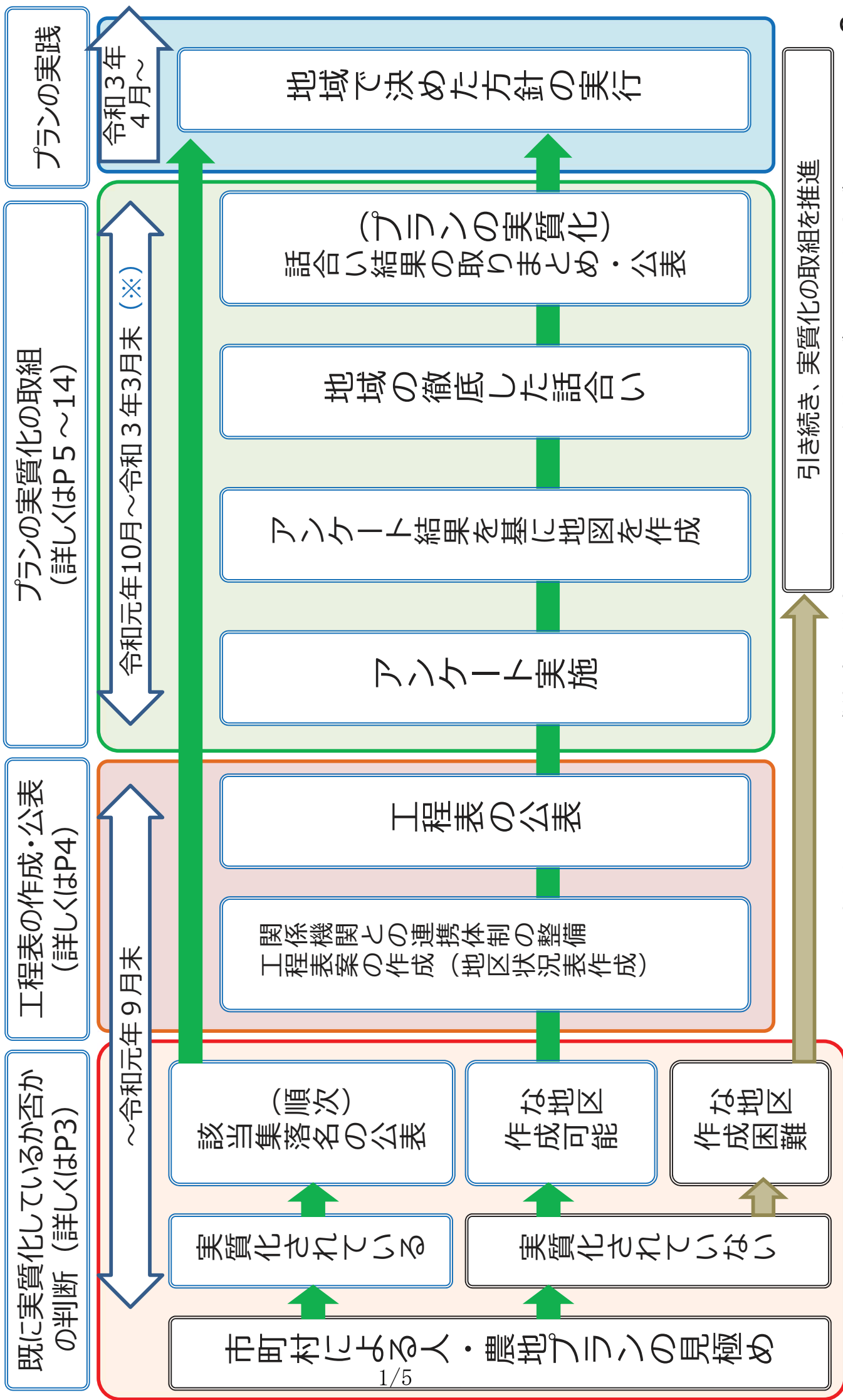


令和3年度第1回
香美市人・農地プラン作成検討委員会
(当日資料)

日時：令和4年3月17日（木）午前10時00分～

場所：香美市立中央公民館 2階会議室

人・農地プラン実質化の流れ



※ 新型コロナウイルス感染症や災害の影響により取組期間が長くなる場合がある。

人・農地プランの実質化とは？

次の1から3までの地域の話合いのプロセスを一つ一つステップを踏んで作成された人・農地プランを「実質化された人・農地プラン」とします。

1 アンケートの実施

対象地区内の耕地面積の少なくとも過半について、農業者（耕作者又は地権者）の年齢と後継者の有無等をアンケートで確認。

2 現況把握

1を地図化し、5年～10年後に後継者がいない農地の面積を「見える化」し、話合いの場で活用。

3 今後地域の中心となる経営体（中心経営体）への農地の集約化に関する将来方針の作成

1、2を基に、農業者、自治体、農業委員会、JA、土地改良区等の関係者が徹底した話合いを行い、5年～10年後の農地利用を担う経営体（中心経営体）の在り方を原則集落ごとに決めていく。

R4. 3. 17現在

	対象面積	回収面積	回収率	座談会	検討委員会		
1	山田地区	117.34	66.34	56.54%	地図作成	終了	R3. 3. 18
2	大楠植地区	152.85	85.34	55.83%	地図作成	終了	R3. 3. 18
3	明治地区	180.88	110.15	60.90%	地図作成	終了	R3. 3. 18
4	片地地区	280.12	170.23	60.77%	地図作成	終了	R3. 3. 18
5	佐岡地区	172.60	95.11	55.10%	地図作成	終了	R3. 3. 18
6	新改地区	214.79	121.69	56.66%	地図作成	終了	R3. 3. 18
7	天坪地区	42.40	6.07	14.32%			
8	岩村地区	105.31	61.84	58.73%	地図作成	終了	R3. 3. 18
9	曉霞地区	95.40	53.15	55.71%	地図作成	中止	R4. 3. 17
10	美良布地区	228.60	122.31	53.51%	地図作成	中止	R4. 3. 17
11	西川地区	42.84	24.25	56.63%	地図作成	終了	R3. 3. 18
12	在所地区	277.37	146.44	52.79%	地図作成	中止	R4. 3. 17
13	物部地区	119.62	86.67	72.45%	地図作成	中止	R4. 3. 17
	合計	2030.12					

単位 (ha)

(参考)

人・農地プラン作成地区一覧

プラン地区名		構成地域
1	山田	百石町・東本町・旭町・西本町・宝町・栄町・秦山町・宮前町・前山・北本町・北組西・中組・南組
2	大楠植	楠目・大法寺・植
3	明治	岩積・中野・山田・戸板島・古町
4	片地	杉田・宮ノ口・船谷・佐古藪・影山・間・林田・加茂・町田・神母ノ木・山田島・小田島・下ノ村・逆川
5	佐岡	佐野・大平・本村・有谷・佐竹・中後入・西後入・大後入
6	新改	東川・平山・曾我部川・入野・新改・上改田・須江・久次
7	天坪	榎谷・繁藤・上穴内・北滝本・角茂谷・西又
8	岩村	松本・岩次・神通寺・京田
9	暁霞	河野・五百蔵・白川・有瀬・西峯・有川・川ノ内
10	美良布	吉野・小川・蕤生野・美良布・下野尻・太郎丸・橋川野・萩野・岩改・日ノ御子・口西川・中西川
11	西川	西川甲・西川乙
12	在所	根須・白石・蔵野・永野・猪野々・猪野々袖ノ木・永瀬・清爪・日浦込・梅久保・大井平 日比原・大東・朴ノ木・谷相・中谷・横谷
13	物部	物部町全域

○香美市人・農地プラン作成検討委員会設置要綱

令和3年2月17日
訓令第3号

(趣旨)

第1条 この訓令は、香美市人・農地プラン作成検討委員会（以下「検討委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 香美市人・農地プランの策定に関すること。
- (2) 香美市人・農地プランの見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人・農地プランの作成のために市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会の委員（以下「委員」という。）は、13人以内とし、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。ただし、女性農業者が概ね3割以上を占めるものとする。

- (1) 高知県農業協同組合の職員
- (2) 高知県中央東農業振興センターの職員
- (3) 香美市農林課の職員
- (4) 香美市農業委員会事務局の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱又は任命した日から2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が前条に規定する職を失ったときは、委員を辞職したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長を置き、会長は農林課長をもって充てる。

2 検討委員会に副会長を置き、副会長は香美市農業委員会事務局の職員をもって充てる。

3 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、農林課において処理する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、令和3年2月17日から施行する。